

丸山雅夫著『少年法講義』（第4版第1刷）正誤表

61 頁

- (誤) 「特定少年の刑事処分相当逆送（62条1項・63条1項）および原則逆送の判断（20条2項、62条2項・63条2項）については、・・・」
- (正) 「特定少年の原則逆送判断（20条2項、62条2項・63条2項）だけでなく、17歳未満の少年の原則逆送判断についても、・・・」

62 頁

- (誤) 「また、特定少年の刑事処分相当逆送については、原則逆送の場合と異なり、判事補の単独関与を認める積極的な理由は見出しがたい。」
- (正) 「なお、特定少年の刑事処分相当逆送について、判事補の単独関与を排除する態度が維持されたこと（65条4項参照）は評価できる。」

315 頁

- (誤) 「逆送決定について、20条1項以外は・・・」
- (正) 「逆送決定について、20条1項および62条1項以外は（65条4項参照）・・・」